

議案第5号

鳥取県砂利採取条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県砂利採取条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県砂利採取条例の一部を改正する条例

鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(変更認可等)

第7条 略

2 法第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、認可計画の範囲内において行う変更であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- (2) 砂利採取場の面積の減少
- (3) 採取をすする砂利の種類又は種類ごとの数量の減少
- (4) 採取の期間の短縮
- (5) 採掘又は切土をすする土地の面積又は深さの減少

(変更認可)

第7条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。